厚生労働省 再検討要請

管理番号

236

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

歯科医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

歯科医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介すことなく国と指 定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。

具体的な支障事例

臨床研修費等補助金(歯科医師)の申請及び実績報告にあたっては、「医療関係者養成確保対策費等補助金、 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」6(1)及び(3)並びに 11(1)及び(3)に基づき、補助事業者は関係書類を都道府県知事に提出することとされている。

県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚労省へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、本県において詳細はチェックできず、また、特段把握すべき内容でもないため、県の経由を廃止しても問題は生じない。

なお、要綱に明記はないが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第2項及び同法施行令第 17 条に基づき、第一号法定受託事務として都道府県が本事務を行っているとすれば、同意を外すことが可能かどうか明確にしていただきたい。

合わせて、会計法第 48 条及び予算決算及び会計令第 140 条に基づき、同意の上で国費支払い事務を県が行っていると思われるが、こちらも同意を外すことが可能かどうか明確にしていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- 都道府県の事務及び郵送費の削減
- ・申請から受領、支払いまでの時間短縮

根拠法令等

- •補助金適正化法 26 条2項、施行令 17 条
- ・歯科医師法第16条の2
- ・歯科医師法第 16 条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成 17 年6月 28 日厚生労働省令 103号)
- •医師臨床研修費補助事業実施要綱
- ・医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱6(1)(3)、8(1)

宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県

〇提案団体と同様、県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚生労働省へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、当県において詳細はチェックできない。また、臨床研修病院から県に対して補助金に関する事務的な照会があるが、当県の判断で回答できないため、病院への回答に時間を要している。これまでは、補助金の申請内容から県内の臨床研修の状況を把握していたが、来年度から臨床研修に関する権限が国から都道府県に移管されるため、当該事務の中で把握はできるため、都道府県の経由を廃止しても問題ない。〇当県においても、県内補助事業者から提出された書類(交付申請、国費概算払、実績報告書等)の内容確認、厚生労働省への提出等の事務について、極めて短期間に相当の事務量が生じており、負担が大きいと考えているため、提案趣旨に賛同する。

〇当県は、補助事業者から届いた申請書や実績報告書を取りまとめて審査し、厚生労働省へ進達するとともに、ADAMS により補助金の交付事務を担当しているが、現状、当県では歯科医師臨床研修病院の具体的な事務を所管しておらず、当県に対する補助金の交付もない。こうしたことから、県を経由する意義はなく、県の事務手続きを廃止し、国直轄で実施しても支障はないものと考えられる。

〇県内補助事業者から届いた申請書や報告書は取りまとめて厚労省(医師は厚生局)へ送付しているが、申請内容等に修正等が生じた場合、提案県同様に、その都度、当県を経由し、余計な手間と郵送料がかかっている。さらには、当県でも確認できる内容等について修正等を求めると、適正に申請書等の送付がなされている団体の書類の送付も遅れることとなり、厚労省での審査等も遅れることが考えられる。

○提案県の支障事例はもちろん、それ以外にも以下のような課題がある。

書類の内容精査は非常に煩雑であり、かつ、詳細までチェックできる情報を持ち合わせていない項目もあるため、厚生労働省で直接内容精査を行うほうが効率的であると考えられる。申請や報告書類の提出にあたり、事業者からの質問は県に問い合わせることとなっているが、交付要綱や実施要綱からは判断できない事項については厚生労働省に確認することになり、県を介すると効率が悪いと考えられる。

〇本県においても、単なる取りまとめ業務に時間をとられ、職員の負担となっているほか。郵送料の負担も生じている。

〇提案県が具体的な支障事例として指摘している問題点は、本県においてもそのまま当てはまるため、全面的に参画に同意する。また、厚労省が都道府県経由を廃止しない場合であっても、第一号法定受託事務として実施する上での知事の同意を外すことにより、当該都道府県において事務を行う必要がなくなるのかについても明確にしていただきたい点についても全面的に同意する。

本補助金の事業主体は厚労省であり、研修医(歯科医師)の受け入れを行う県内の病院に対して人件費等の補助を行うものであるが、補助金適正化法第26条第2項及び同法施行令第17条第1項の規定に基づき、全ての都道府県において当該補助金等の交付に関する事務のうち

- ・補助金等の交付の申請の受理
- ・申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査
- ・交付決定の通知
- 実績報告の受理
- ・補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並び に通知 等

を、都道府県知事の同意の上で第一号法定受託事務として行っているものである(参照: 平成 12 年6月6日厚生省告示第 249 号)。また、支払事務では、都道府県において国費を受入れ、都道府県が申請者に支出しているが、当該補助金は厚労省の事務であるため、都道府県の歳入歳出予算には計上されない。

都道府県は申請書・実績報告・国費の受入及び補助金支出についてトンネルの役割を負っているが、都道府県において申請者と国との間の連絡調整のために相当の事務負担が生じており、また、申請者の側の便益及び事務負担を考えても一連の事務が厚労省及びその出先機関で完結することが望ましいものと考える。

〇本県が指定医療機関からの問い合わせに対して回答したり書類の確認を行ったりするノウハウがない。また 書類の提出を本県を経由して行うことで、時間とコストがかかり、他の業務に支障が生じている。

各府省からの第1次回答

歯科医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止は困難であると考える。

都道府県が策定する医療計画において、歯科医療機関と地域の医療機関等の連携体制を構築することが重要であることから、医療連携体制の構築に当たって歯科医療が果たす役割を明示することが必要(「医療計画について(平成 29 年 3 月 30 日付け医政局長通知)」)とされるとともに、厚生労働省が開催する歯科医師の資質向上等に関する検討会でまとめられた「歯科保健医療ビジョン」(平成 29 年 12 月)において、地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、国及び地方自治体は、各々の歯科医療機関の果たす役割や機能を明示することが求められている。今後、国において議論を進める予定であるが、都道府県においても歯科医療の提供体制に関する検討が必要となり、歯科医師臨床研修体制を通じた歯科医療機関の役割や歯科医師養成状況の把握等も必要な情報となると考えている。

また、仮に、都道府県の経由事務を廃止し、厚生労働省において全ての事務を処理することとした場合には、すべての歯科医師臨床研修施設(約300施設)の申請書類が厚生労働省へ送付されることになることから、その確認作業に膨大な時間を要し、補助金の交付が現状よりも大幅に遅れることが予想される。

よって、歯科医師臨床研修費等補助金については、引き続き、都道府県に申請書類の確認を行っていただいた上で、それぞれの都道府県内の補助事業者に交付いただくことが必要であると考える。

なお、補助事業者からの問い合わせに対する対応方法を含む都道府県の負担軽減を図る方法については検討して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

歯科保健医療ビジョンの趣旨は理解できるが、今後、歯科医師臨床研修体制を通じた歯科医療機関の役割や 歯科医師養成状況の把握等が必要であるならば、別途網羅的な調査が必要であり、本補助金の申請をもって 都道府県が歯科医師臨床研修体制に関する十分正確な情報が得られるとは考え難い。

また、都道府県の経由を廃止した場合にすべての研修施設の申請書類が厚生労働省へ送付され確認作業に膨大な時間を要すとのご指摘だが、現行においても書類はすべて同省に送付されており、それぞれの申請内容を確認されているはずである。現に、申請内容の不備等については、その都度、厚労省担当者から都道府県あてに連絡をいただき、医療機関に修正を求めているが、むしろ都道府県を経由することにより、余計な時間がかかっていると思われる。

さらに、申請の受理等は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令に基づき、法定受託事務として都道府県が行なっているが、国と地方の適切な役割分担の観点から、都道府県経由の必要性が低いと判断した場合に、知事の同意を取り消すことの可否について明確にしていただきたい。会計法及び会計令に基づき国の会計事務を都道府県が行う際の知事の同意についても同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岡山県】

厚生労働省の事務の多寡については、都道府県を経由するか否かにかかわらず厚生労働省に送付される申請 書類の量に違いはなく、最終的な内容の審査も厚生労働省において行う必要があることから、都道府県の経由 を廃止したとしても厚生労働省の事務量の増加や、事務処理の遅れの原因となるとは考えられない。

なお、具体的な支障事例に記載のある第一号法定受託事務及び国費支払い事務について同意を外すことができるか否かについての回答がないため、明確にしていただきたい。

【高知県】

現状でも、すべての基幹型臨床研修病院等の申請書類が地方厚生局医事課へ送付され確認されているという現状を鑑みれば、補助金の交付が現状よりも大幅に遅れるとは考えづらい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

厚生労働省 再検討要請

管理番号

237

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

「処遇改善等加算 I」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減

提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「処遇改善等加算 I 」の認定に必要となる保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。

具体的な支障事例

「処遇改善等加算 I 」の認定のためには、各保育施設等の保育士等の経験年数・勤続年数を確認する必要があり、各保育施設等が新たに雇用した保育士等については、当該保育士等が勤務した施設が発行する勤務証明書を自治体が確認し、加算の認定を行っている。

しかし、算定の対象となる施設等でのキャリアの全期間を確認するためには、当該期間の全ての勤務証明書が必要であるが、待機児童解消をめざして新規施設を増設している中で保育士等の他法人への転職も多く、自治体の確認作業が膨大なものとなっている。

また、保育士等にとっては、転職する度にこれまで勤務した職場の勤務証明書を提出する必要があるが、前職場がなくなっている等の場合はその期間の勤務の確認が困難となる場合があり、また、施設としても、退職した職員分の証明の再発行作業を長期間強いられることとなる。

現在、全国展開している保育等事業者も多く、全国一律で対応する必要があると考えており、保育士等の処遇 改善は全国的な課題である中、国も「処遇改善等加算」の拡充で処遇の改善を図っていることから、例えば、国 のもと全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、保育士証やキャリアアップ研修の受講記録等を 集約し、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、年金加入記録等だけで保育士等の加算認定ができ るよう制度を改正する等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

潜在保育士や転職する保育士等が現場復帰する際の負担軽減につながるとともに、保育施設等の証明書発行にかかる事務負担軽減につながる。

また、「処遇改善等加算」」の認定にかかる自治体の事務負担軽減と、事務の適正化が図られる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法

公定価格に関する FAQ(よくある質問)(Ver.12(平成 30 年9月 27 日時点版))

秋田県、千葉市、川崎市、鎌倉市、浜松市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪市、島本町、南あわじ市、島根県、広島市、徳島市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎市

- ○前職場が閉園した、あるいは証明を依頼できる状況でないために、在籍証明の取得を断念したといった状況が見受けられる。加えて、細切れの採用や月途中での採用・退職があり、施設でも自治体でも確認の負担が大きくなっている。今後、キャリアアップ研修の受講記録の確認作業も増えることからも事務負担の軽減を求める。 ○キャリアアップ研修の受講記録については、県独自のデーターベース化を図っている。加算認定ができる仕組みの構築等については市町村の意向も反映させた上で、事務負担の軽減を図る必要がある。
- 〇経験年数に含めることができる施設かどうかの確認に時間がかかる(現在は存在しない施設、市外の施設等)。過去に勤務した施設がなくなっており在職証明書が入手できない場合は経験年数の算定が困難である。 〇当市でも、保育士等対象職員が他法人への転職や出産に伴い退職し、別法人へ再就職する等により前歴証明が毎回必要となる状況が増えており、その都度全ての証明書を整える事は保育士等対象職員にとっても負担が増大している。また、その確認作業を行う自治体の負担も増大している。前歴情報がデータベース化できれば、保育士等職員と自治体の両方の事務負担が軽減される。
- 〇処遇改善等加算 I の申請に当たり、各園とも勤務証明の準備をしていただいているが、遠方の園であったり、本人は要件を満たしていると思っていても、勤務証明を見ると満たしていないこともある。施設についても該当施設でないこともあり、負担だけが残ることになる。
- 〇同一の市町村内で転職された保育士であっても、改めて証明の提出を求めることとなる現在の形では、保育士、施設、自治体すべてにとって負担となっており、制度の複雑化と相まって申請の遅れを引き起こしている。
- ○全国一律の勤務状況のデータベース化を整備することにより、「処遇改善加算 I 」の認定に係る事務負担の 軽減に加え、保育士試験においても、実務経験の認定証明に受験者にとって多くの負担となっているため、これ に係る事務負担の軽減も期待できる。
- 〇当市においても、処遇改善等加算率の認定における勤続年数の確認については、事務量が非常に膨大な状況である。既に廃園している施設に過去勤務していた場合には、勤務状況の確認が困難である。また、当市の市立施設においては、職員の在職を証明する書類の保存年数が決まっており、保存期間よりも前に勤務していた者の在職を証明することが困難な状況である。
- ○当市においても、処遇改善等加算 I の認定事務は膨大なものであり、特に 4 月から 5 月にかけて、市内約200 園ある私立保育所等の職員一人ひとりの経験年数を決定し、そこから園の加算率を決定する事務が発生している。また、勤務証明書についても、施設ごとに様式が異なるため、必要事項が記載されていないなどの問題もあり、これらが解消されるのであれば、提案されている措置には賛成である。ただ、全国的なシステムを構築する必要があるため、処遇改善等加算 I の経験年数の確認に用いるだけでなく、例えばシステム内で園から市町等に同加算 I・II の申請もできるようにする、提案にもあるキャリアアップ研修の記録も確認できるようにする、処遇改善等加算 I・II は保育所等施設で勤務する事務等職員も対象となることから、これらの経験年数も確認できるようにするなど、保育士・幼稚園教諭等職員の総合的・複合的なシステムとして構築・運用をしていただきたい。また、保育士等の個人情報にも関わるものであるため、その点についても十分注意していただきたい。
- 〇町では、待機児童が多数発生しており、数年以内に、複数の事業所が整備される予定となっていることから、 今後、加算要件の確認作業についてはさらに多くの時間を要するものと想定される。また、本町のような小規模 自治体では、職員数も少なく、ノウハウが蓄積されていないため、一から作業を覚えなければならない現状があ り、事業者から書類が提出されても、スムーズな加算要件の確認が出来ず、最終的に、事業者に負担をかけて しまう場面もあるのではないかと懸念される。何らかの方法にて事務の簡素化ができれば、自治体や事業者、 保育士自身の負担軽減につながり、安定した運用が可能になるのではないかと考える。
- 〇当県でも、約5,000人分の経験年数確認のため、施設において膨大な書類の作成と、県において書類の確認作業を毎年行う必要があり、相当の事務負担を強いられている。
- 〇当市においても、認可園の増加や、それによる転職の増加により、確認作業が増加している。また、園または 保育士側の事務としても在職証明の発行や発行依頼の事務が負担となっている。そのためデータの一元管理 を行えば市区町村の負担と園や保育士の負担が軽減されると思われる。
- 〇現在は各園に資料提出を求めており、時間を要している。情報連携により、こうした時間の短縮が見込まれる 為、事務の軽減につながると考える。
- 〇提案にもあるとおり施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている現状となっている。また、行政側では処遇改善等加算の事務について、本来年度初めに認定するべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半にまたいでいる状況。そのため不適切な月次の

給付費支払や、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。無償化事務が今年度より始まり、施設と行政それぞれに事務負担が増えていることから、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応をお願いしたい。

〇複数の施設を経験した保育士の勤務証明の確認は、本人や施設、自治体と確認作業が膨大となっている。 〇当区においても、認可保育所(私立)および地域型保育事業所の施設数が多く、毎年度、多数の保育士の異動や新規採用も生じるため、「処遇改善等加算 I 」の認定に係る経験年数・勤続年数の確認作業は、膨大な事務負担となっている。なお、提案のような全国一律でのデータベース化等は、非常に有効な方法であるが、その仕組みを構築・維持するため、新たに区市町村がデータ収集や登録等の業務を担うようであれば、大幅な負担軽減には繋がらない恐れもあると考える。

各府省からの第1次回答

処遇改善等加算 I における個々の職員の経験年数の算定の対象となるのは、保育士に限らず、全ての常勤職員であり、また、その職歴も保育所に限らず学校教育法第1条に定める学校等での経験年数も合算するものとしていることから、保育士の勤務状況だけをデータベース化したとしても、必ずしも事務負担の軽減に繋がらないと考える。

また、「公定価格に関する FAQ (よくある質問)(Ver.12)」の 127 においてもお示ししているとおり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律の証明書を求めるものではなく、職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料であればよく、勤務証明書を原則としているわけではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「公定価格に関する FAQ (よくある質問) (Ver.12)」の 127 の内容について、確かに一律の証明書を求めるものではないと示されているが、この 127 の後段には、「事業所名、職種(保育士・調理員等)、雇用形態(常勤・非常勤等)、勤務時間、雇用期間などの内容が確認できるような項目」が記載された資料で確認することを想定されている。まずは、このような資料が「勤務証明書」以外に存在するのかご教示いただきたい。

本市としては、国の「子育て安心プラン」の進展や、幼児教育・保育の無償化の実施に伴って、今後も保育の受け皿が拡大するとともに、保育人材の流動化もますます進むと考えており、保育士に限らず、処遇改善等加算を受ける全ての職員についてデータベース化が進むことが理想であると考えているが、まずは処遇改善等加算の認定の多数を占める保育士資格を有する者のデータベース化を求めている。

その実現に時間がかかるとした場合の暫定措置として、経験年数確認の事務負担の軽減を求めているが、勤務証明書を原則としていないのであれば、「平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて」(平成 28 年6月 17 日付け事務連絡)において、「事業所が廃園しているなどの理由により、在職証明書等の取得が困難な場合」という例外的な場合に「加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料」をもって、当該職員の勤続年数を確認して差し支えないとなっていることから、この取り扱いが例外ではなく、職歴が把握・推認される資料をもって認定できるよう、各種通知や FAQ の見解の統一をしていただき、処遇改善等加算 I の経験年数確認の事務負担の軽減を今年度中にでも実現していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、当該事案については、交付金算定に伴い生じた事務と考えられるので、そもそも補助金、交付金の自由 度を高めることにより、補助金、交付金申請のための事務量の軽減を目指すことも検討されたい。

厚生労働省 再検討要請

管理番号

269

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

生活保護法における 介護機関の指定に関するみなし規定の範囲の拡大

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法第54条の2別表第2下欄に、介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加すること。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

生活保護法改正により、平成 26 年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた場合は、介護サービス事業所があらかじめ特段の申し出をしない限り、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされる。(生活保護法第 54 条の2第2項)

生活保護法第54条の2第3項の規定において、別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る指定は、当該介護機関が同表下欄に掲げる場合に該当するときはその効力を失うことになる。(該当項目には、介護保険法各条項における「事業の廃止があったとき」、「指定の取消しがあったとき」、「指定の効力が失われたとき」が規定されている。)

【支障事例】

別表第2には、より軽微な処分である「指定の効力が停止された場合」が含まれていないため、効力が停止された場合には、行政手続法に基づく処分手続を行う必要がある。

本市において、平成30年度に上記の事案が1件発生したが、処分にあたり、当該事業所に対し弁明書の提出 期限を2週間と定め弁明の機会を付与するなど、事案発生から処分通知を発出するまでは、内部の事務手続き 等を含め1カ月要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護法第54条の2別表第2下欄に、介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加することで、より重い処分である「指定取消し」などとの整合性が図られ、介護機関に対してより効率的な処分手続きを行うことができ、介護機関及び行政の事務負担を軽減できる。

根拠法令等

- ·生活保護法第 51 条、第 54 条の2(別表第2)
- •介護保険法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、千葉市、神奈川県、石川県、福井市、名古屋市、大阪府、八尾市、高松市、八幡浜市、熊本市、宮崎市

- 〇生活保護法第 54 条の2別表第2に、介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加することで、より重い処分である「指定取消し」などとの整合性が図られ、介護機関に対してより効率的な処分手続きを行うことができ、介護機関及び行政の事務負担の軽減につながるため。
- 〇提案内容のとおり、他の処分との整合性を図る観点から現行制度を見直してほしい。
- 〇事業所の都合等により、各介護サービス又は業務を一時停止とする可能性は多いにあるため、「指定の効力 の停止が行われた場合」を追加することはよいと考えられる。

各府省からの第1次回答

全国の自治体においてどの程度同様の支障事例が生じているのかを把握したうえで、必要な対応について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成25年の生活保護法の改正における指定介護機関の指定事務に係る見直しは、以前は不適正な介護機関への対応が十分行われる環境に無かったことを踏まえて行われたものである。法改正による当初の目的を達成するためには、不適正な介護機関への対応として、介護保険法の規定による「指定の取消し」や「指定の効力が失われたとき」のみならず、「指定の効力の全部又は一部が停止されたとき」についても、生活保護法上の処分を連動させ、同様の処分が行われるよう整備する必要があると考える。介護保険法の規定による「事業の廃止があったとき」、「指定の取消しがあったとき」、「効力が失われたとき」には生活保護法上も連動して同様の処分が行われるのに対し、「指定の効力の停止があったとき」のみ処分を連動させない理由はないと考える。そもそも、制度改正については支障となっている数の問題ではなく、適切な制度設計とすることで、煩雑な事務処理を回避し、行政処分の迅速化、かつ、手続きの簡素化により介護機関及び行政の事務負担の軽減を図ることが求められると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉市)

「指定取消し」など他の処分との整合性が図られ、介護機関に対してより効率的な処分手続きを行うことができ、介護機関及び行政の事務負担の軽減につながることが期待できることから前向きな検討を期待する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

提案団体において支障事例が生じていることも踏まえ、2次ヒアリングまでに前向きな結論を出していただきたい。

厚生労働省 再検討要請

管理番号

270

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間等の延長

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税 状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。

具体的な支障事例

- ・現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要のない意見書を準備してくる利用者があり、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。
- ・精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。
- ・更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。
- ・近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・手続きが簡素化し、利便性の向上が図られる。
- ・窓口負担が減り、相談業務に注力できる。
- ・意見書の期間と同様になるため、申請者及び医療機関ともトラブルが少なくなる。

根拠法令等

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、秋田市、白河市、日立市、石岡市、千葉市、八王子市、新潟県、小松市、豊橋市、刈谷市、大阪府、兵庫県、南あわじ市、徳島市、八幡浜市、熊本市、鹿児島市

〇更新手続きが1年ごとで意見書の提出が2年ごととされている。そのため、利用者が意見書の必要年を把握しておらず窓口での説明に時間を要している。疾患によっては、一年に一度の診察の場合もあり、その場合はほとんどの利用者が忘れており、当院から連絡するなどの事務処理に時間を要している。

〇現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書(医師の診断書)の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要のない意見書を準備してくる利用者がいるなど、混乱や

トラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。申請の増加に伴い、交付までに係る事務量が増加し、受給者証の早期発行が困難な状況となっている。

- 〇精神手帳更新時に、自立支援(精神通院)の更新が漏れてしまい、自立支援用診断書を再度取得してもらう必要がある。
- 〇提案市と同様、申請者の混乱と窓口でのトラブルを招く状況もあることから、更新手続き見直しの必要性を感じている。
- 〇当市においても、同様の状況である。更新時に診断書の添付・不要の 2 種類あることから、受給者も混乱し、 事務も煩雑となっている。また、更新申請を忘れる受給者も多く、トラブルになることも多い。そのため、精神障害 者保健福祉手帳と同じ、有効期間を 2 年とするのが望ましいと考える。
- 〇平成31年4月1日時点での自立支援医療受給者数は5,940人であり、全員が毎年手続きが必要なので、毎日窓口が大変混雑している。手帳と自立支援医療の両方をお持ちの方は、診断書が2種類必要になることもあり、患者負担も大きい。
- 〇提案団体同様、申請手続きが申請者・医療機関・行政の負担となっている。また、行政側においてはその対応に要する事務量が他業務を圧迫している。
- 〇当県においても、同様に事務の簡素化について課題があると認識している。 有効期間を延長することで、煩雑な事務を簡素化できるものと考える。
- 〇当市における受給者数は、年間約 100 人前後増え続けており、これに伴い、今後更新の受付件数も増えることになる。その分、医療機関による診断書の作成、申請受付窓口、県への進達のチェックに要する時間が増え続けている。また、県による審査の負担も増え続けているものと思慮される。更新を2年に1回とした場合、考慮すべきと考えられる事項は、1点目は受給者として受け続けるか返却するかの判断の機会について、2点目は所得区分の変更についてである。1点目については、本人の判断又は医療機関の医師と精神障害者との相談の上、2年の間に受給者証を返却することは可能であるため問題ないと考える。2点目については、所得判定基準を今年度及び前年度の所得の合計にするなど柔軟に対応することでクリアできるものと考える。よって、更新期間を延長してもおおむね支障がないものと考える。以上のことから、更新期間延長に伴う影響はあるとしても、増え続けている受給者に対する医療機関の診断書の作成から始まり、県の決定が出るまでの事務及び更新に伴う受給者の負担を考慮すると2年に1回の更新が適切ではないかと考える。(※参考: 当市における自立支援医療(精神通院)受給者数の推移 平成 28 年度末:1,971 人、平成 29 年度末:2,171 人、平成 30 年度末:2,264人)
- ○更新時に添付する書類が人によって違う(診断書の必要な年、必要でない年)が、診断書が必要な年なのかどうか理解できてない申請者がおり、申請者自身が混乱する場合がある。行政の窓口でも必要な書類が揃わなければ受付できず、申請者と行政それぞれ時間がかかってしまう。受給者が増加傾向にある現状に至っては、精神保健福祉手帳と同じ2年の有効期限に合わせるなど、申請者の負担軽減および事務処理の時間短縮を検討してもいいのではないかと考える。
- 〇現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要のない意見書を準備してくる利用者があり、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。また、精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。加えて、更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。さらに、近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。
- 〇当市でも同様の状況であるが、課税状況等に変化があり、負担区分が変更になる方の対応は必要であるため、市町村による課税照会と対応策を含めて検討する必要がある。
- 〇当市も負担に対する考え方は、提案事項の内容どおりである。福祉に携わる人員確保が困難にもなっているので、業務を見直し、業務の負担緩和は考えていくべきである。
- 〇現行の制度では1年ごとの更新であるが、更新手続きの際に診断書の提出が2年に1度であるため、利用者及び医療機関に混乱が生じており、窓口や電話で提出書類を聞かれた際に診断書の提出が必要であるか不要であるかの回答がしずらい。利用者の増加に伴い、年々業務量が増加している。
- 〇精神障害者保健福祉手帳所持者と所持していない者のいずれもにおいても、更新を2年に1回にすることは、 受給者の負担軽減につながる。

また、当市における自立支援医療(精神通院)受給者数が猛烈なスピードで増えている中、マイナンバー対応により更に煩雑な事務処理も増え、職員の負担は膨大になっている。

これらのことから、更新を2年に1回へ延長したい。

【受給者数】

平成 20 年度末 8,313 人

平成 30 年度末 16,028 人

→10 年間で 1.9 倍に増加

- ○更新申請に際して診断書の提出の要・不要があることから受給者に混乱が生じることがある。特に診断書が不要な更新申請時に受給者が更新を忘れると診断書を取得しなければならず、受給者に負担が発生している。
- 〇近年受給者数が増加していることから、更新手続を含めた事務手続及び判定業務に時間を要し、受給者証の交付が遅れるなど、申請者に不利益が生じている。診断書の提出は2年に1度でよいこととされているが、更新申請の度に申請者が診断書が必要な申請かどうか理解しておらず混乱が生じている。
- ○同様の支障事例があり、制度改正により利用者にとって手続きの簡素化に資する。
- 〇手帳と同じ2年ごとにすることで申請者及び窓口事務の負担は軽減される。

各府省からの第1次回答

自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間を1年から2年に延長することについては、平成28年度地方分権改革の管理番号76にて提案されており、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえ、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和元年中を目途に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずることになっている。

自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認については、税法上、所得認定は毎年行われているものであり、適切な公費負担の考え方から、所得認定の期間を延長することは望ましくない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、受給者及び行政の負担軽減を求めるものである。

自立支援医療(精神通知)の更新については、診断書の提出は2年毎で良いにもかかわらず、受給者証の有効期間が1年であるため、更新手続きと、自己負担上限額の決定に必要な課税状況等の確認が1年毎であるため、毎年、市町村の窓口等にて手続きをしなければならず、受給者にとっては、大きな負担となっている。この上、追加共同提案団体の支障事例にもあるとおり、受給者数は、制度の施行当初から右肩上がりで増加し続けている。これにより、行政の事務量は増大し、本来の相談業務にも支障を来たしている現状がある。さらに、自立支援医療受給者証の交付も処理量が多いため、交付が遅延することになり兼ねない。これらの点を十分に踏まえた上で、引き続き、制度そのもののあり方を含めた見直しを求める。

また、所得認定については、厚生労働省からの1次回答において、「適切な公費負担の考え方から、所得認定の期間を延長することは望ましくない。」とのことであるが、受給者の負担軽減の観点から言えば、受給者証の有効期間の延長に合わせて、所得認定の期間も延長しなければ、効果は乏しいと言える。受給者の大半は生活環境に大きな変化がない場合が多く、課税状況等が変化することも少ない。そのため、更新時における課税状況等の確認においても、大半が自己負担上限額に変更がなく、2年毎の所得認定でも影響は少ないと言える。なお、市町村によっては、影響額を考慮し、対応策を含めて検討する必要はあるが、課税状況等に変更があり、受給者に不利益が生じた場合等は、所得区分の変更申請を行うことで対応していくことが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号

271

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

老人福祉法施行規則に基づく届出書類等の簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護サービス事業者からの申請及び届出について、老人福祉法の届出書類等を簡素化する。

具体的な支障事例

- ・介護サービス事業者からの申請・届出書類について、事業者は介護保険法及び老人福祉法双方に規定される事業者であるため、それぞれの法律に基づく書類を作成する必要があり、過大な負担となっている。また、受理・受領する側の行政についても同様である。
- ・「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月8日閣議決定)において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む。」とされた。
- ・これを受け、平成30年6月29日に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成30年10月1日に施行されている。この省令は、文書量を削減する観点からの対応であり、介護保険法施行規則を含め4本の省令の改正が行われているが、老人福祉法施行規則の改正は行われていない。
- ・老人福祉法施行規則においても文書量削減のための改正が行われない限り、事業者及び行政双方の負担軽減に資することはできないと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月8日閣議決定)を踏まえた帳票等の文書量半減の取組が、①政府をあげて取り組んでいる「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組の一環であること、②各介護サービス事業者や利用者の負担の軽減に資する取組であることから、「介護離職ゼロ」の実現や事業者や利用者の負担の軽減となることに加え、行政の事務処理負担の軽減にもなる。

根拠法令等

- ・老人福祉法第 14 条及び第 15 条等
- ・老人福祉法施行規則第1条の9、第1条の14及び第2条等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、千葉市、八王子市、新潟県、名古屋市、堺市、八尾市、岡山県、愛媛県、福岡県、宮崎市

〇介護保険サービス事業所として指定を受けたことにより、老人福祉法としての届出が必要であることを認識していない事業所が多く、届出の受理等以外にも、個別に事業所に対して説明等行う必要があり、自治体として業

務の負担になっている。また、事業者としても、指定のために2種類の届出を行わなければならないだけでなく、変更内容によっては届出の有無が異なり、事務が煩雑である。これにより、文書量の削減や自治体及び事業者の負担を軽減できる。具体的には、新規指定では50件のうち32件、廃止届出は53件のうち40件及び変更届出1,255件のうち941件が二重の届出となっている。老人福祉法の届出が簡素化されれば、事業者と自治体で約2,000枚の文書量及びこれらに基づく書類審査や事務手続きが削減・軽減できる。

- 〇平成30年に介護保険法施行規則で申請時の必要書類を削減しているが、老人福祉法上で必要書類の見直 しが行われていないため、申請時に必要な書類が削減されていない。
- 〇介護保険法と老人福祉法の整合性が取れていないため、改正前に比べて事業所の届出間違いが増加した。
- ○事業者の提出すべき書類が多く、事業者、市双方に事務負担がかかっているため支障がある。

各府省からの第1次回答

介護分野の文書削減に関しては、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、「文書量の削減に向けた取組について、介護分野においては、2020年代初頭までの文書量の半減に向け、国及び地方公共団体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の更なる見直しを進めるとともに、地方公共団体ごとに様式や添付書類の差異があるなどの課題について検討を行い、2019年中目途に一定の結論を得て、必要な見直しを進める。」とされている。このうち、「国及び地方公共団体が求める文書」については、①指定申請、②報酬請求及び③指導監査に関する文書について、順次、実態把握及び必要な見直しの検討を行っており、この一環で、指定申請については、定款・寄付行為、管理者の経歴、役員の氏名・生年月日・住所、資産の状況等の項目につき削除する省令改正を行い、平成30年10月1日に施行済み(平成30年厚生労働省令第80号及び第119号)。これに加えて、今年度は、更なる見直しのため、介護保険部会の下に新たに「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置し、介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び事業者が協働して、必要な検討を行う予定であり、同専門委員会の検討結果も踏まえ、必要な措置を講じていく予定。老人福祉法及び老人福祉法施行規則に基づく届出文書についても、同専門委員会における検討結果も踏まえ、必要な見直しを進める。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施する」とされ、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第119号)により、介護保険法及び介護保険法施行規則(以下「介護保険法等」という。)に基づく文書の削減がなされたところである。しかしながら、介護保険法等と、老人福祉法及び老人福祉法施行規則(以下「老人福祉法等」という。)に基づく文書には重複するものが多いにもかかわらず、老人福祉法等に基づく文書の削減はなされていないことから、介護事業者の負担軽減及び行政の事務処理の簡素化が図られたとは言えない。厚生労働省からの1次回答において、老人福祉法等に基づく届出文書については、介護保険部会の下に新たに設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における検討結果も踏まえ、必要な見直しを進めるとのことであるが、前述の閣議決定から介護保険法施行規則等の一部改正までの間に、たとえば申請者の定款の提出を不要とするなどの文書の削減に関しては、一定の議論が尽くされていることを踏まえ、少なくともこれに関する部分は改めて検討するまでもなく見直すべきではないか。その上でさらに見直しを検討するものについては、今後の検討時期(行程・スケジュール)及び検討方法について、具体的に明示することを求めるとともに、介護保険法等に基づく書類との共通性、整合性等を考慮の上、老人福祉法施行規則等を速やかに改正することを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号

276

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法においては、児童が居住市町村外の地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認(法第 43 条)を行う必要がある。

しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者の間で調整し決定しており、利用の 決定後、利用開始前までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を追認する形となり、形骸 化している。

本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

形骸化している市町村間の同意や確認についての事務負担を軽減することができる。また、施設にとって、手続きの簡素化を図り、利便性の向上が見込まれる。

なお、地域型保育事業の広域利用の手続きは、教育・保育施設と同様に、居住地の市町村と施設所在の市町村間で行うものであるため、支給認定漏れや給付漏れといった新たな支障は生じないものと考える。

根拠法令等

子ども・子育て支援法 31 条、43 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、大阪市、池田市、南あわじ市、広島市、松山市、熊本市

○同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。

〇当市及びその周辺の市町にでは、各市町の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町の区域外での利用が一般的に行われている。現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との

同意を得る必要がある。当市は事業者の事務負担の軽減が議会質問等様々な機会を通じて、要望されており、通知による簡便な方法を実施しているが、各市町と調整の上、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町と受送付する事務等が発生し、市町間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が事務負担となっている。先般、子ども・子育て支援法の改正があり、「特定子ども・子育て支援施設等の確認」が追加されたが、これに関して他自治体の同意の必要性が無く理解に苦しんでいる。

- 〇当市において、現在まで、地域型保育事業の広域利用はないものの、発生した場合の事務負担に鑑み必要と考える。
- 〇事業所内保育事業について、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する 事務等が発生し、市町村間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が煩雑である。
- 〇地域型保育事業に係る確認については、いわゆる「みなし確認」等により手続きが簡略化されているものの、 当市においても一定数の件数が発生しており、また事業所への説明や書類提出を促す作業量も含めた場合に は事務負担の増加につながっている。特定教育保育施設と特定地域型保育事業における確認の性質が異なる ことは理解しているが、確認の効力が全国に及ぶこととなった場合には事務の効率化に寄与するものと考える。 〇特定教育・保育施設と特定地域型保育事業で確認の効力の範囲に差を設ける必要性があると感じたことが なく、事務負担の軽減の観点から見直しをお願いしたい。
- 〇当市においては、当市居住児童の利用が想定される近隣市町村との間で、確認に当たり必要とされる同意を不要とする旨の同意に関する協定を結んでいる。それでも当該施設の確認に関する手続きは必要であることから、当該制度改正により、当市及び施設の事務負担軽減に資するものと考える。
- 〇当市においても広域的な利用を行う場合、同意書を取得しており、事務負担となっている。

各府省からの第1次回答

地域型保育事業は、本来、都市部や離島・へき地など、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応する性格のものであり、広域的な利用を念頭に置いていないことから、地域型保育事業者の確認に係る効力については、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に住所を有する者に限られている。これにより、事業所の所在地市町村の域外の住民が利用する場合に、市町村の調整等が行われることが制度的に担保されている。

ご提案については、このような地域型保育事業の本来の趣旨を十分に踏まえて、慎重に検討すべきと考えている。

なお、本規定に基づき必要な手続については、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」等により、従来から事務の簡素化を図ってきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村における利用調整においては、従来から地域型保育事業に限らず、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応しているところである。

そのうえで、広域利用の希望が発生した場合は、児童福祉法第56条の6第1項に基づき、保育の利用等が適切に行われるように、当該市町村間において相互に連絡及び調整を図っているところである。

児童福祉法第24条において、市町村は、当該市町村内に居住し保育を必要とする子どもに対して保育を提供する義務を負っているため、他市町村に居住する子どもの利用に関する優先度については、その地域の待機児童の発生状況や保育施設の利用状況を踏まえた取扱いをする必要がある。そのため、当該保護者の保育の必要度も踏まえたうえで、他市町村の子どもの利用をお断りするケースは、現在の保育所の広域利用においても発生している。

こうした中で、保護者が他市町村の地域型保育事業を希望した場合に、「地域の実情に応じて利用をお断りすること」は、「確認」、「同意」によらずとも可能であること、また、特定教育・保育施設においても、地域の実情に応じて広域利用の調整を行うことができていることから、地域型保育事業について、特定教育・保育施設と同様、全国に効力を有することとしても、何ら支障は生じないと考える。

また、簡素化規定については、なおも、協議書の作成や公示、都道府県への届出、事業者における確認申請などが必要となっており、市町村・事業者にとって負担が生じるものとなっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【松山市】

従来から事務の簡素化を図られた経緯はあるが、広域的な利用を念頭に置いていなかったことから実態とかい離したのであり、現場では広域の利用調整が行われている実態がある。「特定子ども・子育て支援施設等の確

認」については、より地域の実情に応じて生じている状況だが、確認の効力が全国に及んでいる。 教育・保育の無償化による莫大な事務負担も抱え、より現場に沿った運用となるべく「特定子ども・子育て支援施 設等の確認」と同様の措置を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇現状でも、地域型保育事業者に対する事業者所在市町村以外の市町村が行う「確認」(その前段の「同意」を含む。以下同じ。)が行われる前に、市町村間の調整は利用調整の過程で十分行われているところである。その上で当該「確認」事務を廃止した場合に生じる具体的な支障があればお示しいただきたい。支障がないのであれば、廃止に向けた検討をするべきではないか。

〇子ども・子育て会議において、地域型保育事業者に対する事業者所在市町村以外の市町村が行う「確認」を 廃止することについて、早期に具体的に議論いただきたい。

厚生労働省 再検討要請

管理番号

278

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

重度障害児支援加算費の適用要件について、障害児入所施設の小規模グループケア化に対応できるよう、加 算対象の施設要件を緩和する。

具体的な支障事例

障害児入所施設において、重度障害児を受け入れたことによる報酬の評価(加算)については、障害児の支援度に係る要件だけでなく、厚生労働大臣が定める施設基準(①重度障害児専用棟を設ける。②専用棟の定員20名以上とする。③居室については1階に設ける等)が設けられている。

本市においては、障害児入所施設について小規模グループケア化を進めているところだが、上記の施設基準 (専用棟の定員 20 名以上等)があるため、重度障害児を受け入れている小規模グループケアにおいて、重度障害児支援加算を受けることが出来ない場合が多く、運営面での負担となっている。

(参考)重度障害児支援加算の要件を満たす岡山市の重度障害児の福祉型障 害児施設入所者数(平成 31 年 3月現在):25 名

⇒このうち、14名が重度障害児支援加算が受けられていない

国としても障害児入所施設について、小規模グループケア化を推進するよう示している一方で、重度障害児支援加算については定員を20人以上としていることは、制度として一貫していないと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

施設基準を緩和することにより、小規模グループケアによる重度障害児の受け入れの促進が見込まれ、住民サービスの向上に資するとともに、より安定した施設の運営が可能となる。

根拠法令等

児童福祉法 24 条の2、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準、重度障害 児支援加算費実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

魚沼市、熊本市

〇当市においては、一部事務組合で障害児入所施設を運営しているが、小規模な施設で総定員が 20 名であること、豪雪地で 1 階に居室を設けることができないこと等から上記の施設基準(専用棟の定員 20 名以上、居室を 1 階に設ける等)に該当しないため、重度障害児支援加算を受けることが出来ず、運営面での負担となってい

る。施設基準を緩和することにより、小規模施設による重度障害児の受け入れの促進が見込まれ、住民サービスの向上に資するとともに、より安定した施設の運営が可能となる。(参考)福祉型障害児施設入所者数(平成31年3月現在):16名⇒このうち、6名が重度障害児支援加算の対象にもかかわらず、施設要件により加算が受けられていない。重度障害児に対して必要な支援を行っているにもかかわらず、施設要件により加算が認められないのは、現場の状況や地域性が考慮されていないものと考える。

〇当市における医療的ケア児を受け入れることができる児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所は 6 ヵ所で定員は 1 日 27 人。また、短期入所については 2 事業所のみとなっており、充実を求める保護者の声もあ がっている。施設基準を緩和することで対象児の受け入れ促進につながる。

各府省からの第1次回答

障害児入所施設における報酬の在り方については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部において検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

重度障害児支援加算費算定にあたっては、その施設基準で大規模な重度障害児入所棟の設置を前提としている。そのため、国においても推進している小規模グループケアを行った結果、重度障害児支援加算費を算定できないといった事例がある。現行の重度障害児支援加算における施設基準は、小規模グループケアと相反するものであり、実際には全面的な介助を必要とする児童や、激しい行動障害への対応により、支援にあたっては、より多くの施設職員を割いているにもかかわらず、重度障害児支援加算が算定できず運営面での負担となっている。現在、福祉型障害児入所施設を利用する障害児の障害像や行動特性は多様化しており、重度障害児とそれ以外の障害児が混在して暮らしているケースも少なくなく、施設は障害特性に応じたユニット編成、支援を行っている。

2021 年度報酬改定にあたっては、こうした現状を踏まえ、重度障害児のみの重度障害児入所棟ではなく、重度障害児以外の障害児との小規模ユニットであっても重度障害児支援加算の算定を可能とし、施設を利用する障害児にとってより充実した支援につながるよう、積極的な検討とともに、以下1及び2の対応をお願いしたい。

- 1 重度障害児支援加算に係る施設基準のうち、以下の3要件全てを不要とする方向で検討いただきたい。
- (1) 重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とする。
- (2) 重度障害児入所棟の定員は、おおむね20人以上とする。
- (3) 加算の対象となる障害児の居室については、1階に設ける。
- 2 小規模グループケアを進めることで、事実上、重度障害児支援加算を算定できなくなっている現状について、厚生労働省の見解を示していただきたい。あわせて、今後の検討の場等について具体的に示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇障害児入所施設における小規模グループケアが推進されている中で、重度障害児支援加算費の施設基準も施設の小規模化に合わせた見直しを行うべきではないか。

〇現在開催されている「障害児入所施設の在り方に関する検討会」等において、本提案について真摯に議論した上で、前向きな結論を出していただきたい。

厚生労働省 再検討要請

管理番号

282

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。

具体的な支障事例

制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。

特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。

(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、同一の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正が生じた際の調整連絡等が不要となり、事業者、自治体の事務の効率化が期待される。

根拠法令等

児童福祉法 56 条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、大阪府、大阪市、 高槻市、茨木市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、島根県、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保 市、大村市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、九州地方知事会

- 〇施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。
- 〇協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正 依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が繁雑になる。窓口を一本化するこ とにより事務の効率化が期待される。
- 〇施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違うため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だ

けで工事を行った。

- 〇認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。
- 〇当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。
- 〇制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ 厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室 やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生して いる。
- 〇近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が繁雑であるとともに、 平成 29 年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に 予定額の 90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不 安感・不信感が生じている。また、疑義が生じた事案について都道府県を通じて質問をしても結局は国の担当者 まで通すことになっており、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答でき る仕組みを構築することも必要と考える。
- 〇幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で膨大なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急きょ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。
- 〇幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、 異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑と なっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や 利用者按分で簡易に算出できるような改善が必要である。
- 〇制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立て付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が繁雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならず、事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。
- 〇同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 〇同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その 調整に手間がかかる。平成 30 年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当 初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。そ の事業については、協議が遅れたことから工事の着工が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1 年間遅らせることとなった。
- 〇厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。
- 〇当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要がある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。
- 〇当市においても、平成 29·30 年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。
- 〇当県でも申請事務が繁雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。

- 〇平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文部科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務が繁雑にしている。
- 〇認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることがある。(平成 29 年度 10 月協議分の内示 文科省平成 30 年2月2日、厚労省平成 29 年 12 月8日)また、実際に平成 29 年度 10 月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。
- 〇当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。 〇保育所等整備交付金を活用しているが、共用部分の按分計算が必要となっているため、事務が煩雑となって いる。
- 〇一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都 道府県、市町村において事務処理が煩瑣となっている。
- 〇当市も按分計算等で事務の煩雑さに苦慮している。また事業者の事務の負担も大きいため、是非とも一本化してほしい。
- ○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。
- 〇申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定なされているのに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。(待機児童解消の施策に影響が生じた)
- 〇幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。

各府省からの第1次回答

認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、

- ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底
- 協議様式の統一化
- ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化

等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。

今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪府】

回答いただいている対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。

申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。

【西宮市】

左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重いただきたい。

【鹿児島市】

補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か

所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号

286

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

企業主導型保育事業に係る助成決定の迅速な情報共有

提案団体

東大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

企業主導型保育事業の助成決定に係る(公財)児童育成協会ないし事業実施者から市町村への迅速な情報提供を求める。

具体的な支障事例

企業主導型保育事業について、(公財)児童育成協会から市町村への助成決定の情報提供が遅れたために、 既に開設している当該保育施設を利用希望者に紹介できなかった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

利用希望者に対して正確な情報提供ができるようになり、待機児童の解消に資する。

根拠法令等

子ども子ども支援法、企業主導型保育事業費補助金実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、仙台市、秋田県、横浜市、川崎市、大阪府、大阪市、高槻市、茨木市、富田林市、兵庫県、鳥取県、島根県、広島市、松山市、熊本市、宮崎県、宮崎市

- 〇幼児教育・保育の無償化に伴い、当該施設・事業を利用する認定保護者への給付が事業開始日から行われるためには、認可外施設については、事業開始日までに、都道府県への届出・市町村の確認が行われている必要があることから、都道府県に対しても迅速な状況提供を求める。
- 〇企業主導型保育事業の地域枠利用者の中に認可施設に入所できなかった待機者がいる。地域枠の把握や空き状況などの情報を把握できないため、利用を希望する待機者に正確な案内ができず苦慮する場面が多い。空き状況を常時確認できるページ(インターネット)の公開など情報提供を望む。
- 〇本市でも同様に、児童育成協会に企業主導型保育事業の質問をした際の回答に時間が掛かる場合が多く、 その回答も不明確な場合があるため、事務的な負担が生じているもの。
- 〇平成30年度においては、内示については情報提供があったものの、最終的な交付決定の状況については情報提供されておらず、開所状況の把握が困難であった。企業主導型保育事業の開所状況については、国から依頼のある「子育て安心プラン実施計画」の実績値にも含めることとされていることから、迅速な情報提供を求める。
- 〇児童育成協会からの助成決定に係る自治体への情報提供については、助成決定を受けた翌年度の5月~6

月頃まで一切行われず、以下のような多様な問題が生じている。

- ①自治体において、管内で実施されている事業者の把握ができない
- ②地域住民や施設利用者から問合せ等を受けても、当該事業者が企業主導型保育事業実施者かどうかすら分からない
- ③待機児童対策の受け皿として位置付けられているものの、市町において利用希望者への情報提供ができない
- ④待機児童数の算定に正確に反映できているかどうか不明確
- 〇企業主導型の定員変更は比較的自由にできるうえ、事業者の都合によって助成対象外となり、企業主導型保育施設でなくなる事が可能と聞いている。利用希望者に対してはもちろんだが、議会質問や子ども・子育て会議、待機児童調査、子ども・子育て支援事業計画にも影響するため、その都度、開設・助成申請取りやめ予定施設と連絡を取る必要があり、迅速で正確な一元化された情報提供が必要となる。
- ○企業主導型については、担当課で正確かつ最新の情報がわからないこともあるので、情報の共有がスムーズになれば、待機してる保護者にも情報を紹介できることになる。
- 〇30 年度に内示・助成決定した施設についても、児童育成協会は年度内に公表できず、待機児童解消に効果を発揮しているとは言い難い状況であり、市町への情報提供をよりスムーズに行うようにしていただきたい。
- 〇平成30年度の運営費助成及び施設整備費助成決定情報について、児童育成協会から全く連絡がないため、認可外保育施設の開設届をもって初めて助成決定されたことを把握している。施設を指導する立場にある県においては開設状況を把握できないために適切な指導ができないこと、市町村においては子ども・子育て支援計画の見直しや特定教育・保育施設で利用調整できなかった際の紹介先として施設を把握できないことに支障をきたしている。
- 〇本県においても、(公財)児童育成協会から都道府県に対する平成30年度分の助成決定情報の共有が図られなくなったことにより、企業主導型保育事業の開設の動きについて、事前の把握が困難となり、市町村における利用調整や市町村計画の策定に支障を来している。特に今後は、無償化に伴い地域枠利用者の保育の認定や一時預かり等実施時の施設の確認等が必要になるので、混乱が生じないよう開設前の情報提供の徹底を要望する。
- 〇開設時期が不透明なので、保護者への周知等が出来ない。(公財)児童育成協会ないし事業実施者から市町 村への迅速な情報提供を求める。
- 〇地域住民などから問い合わせがあった場合に、進捗状況が答えられないことがある。助成決定や開所日等の情報について、迅速に情報提供を求める。
- 〇企業主導型保育事業は有効な保育資源として考えており、地域枠を整備量に計上しているが、設置状況の把握が遅れることにより、利用希望者に対して正確な情報提供ができなくなる。
- 加えて、把握が遅れることで今後の保育所等の整備計画に支障が出る可能性がある。
- 〇企業主導型については、認可外保育施設としての指導監督が必要となるが、助成決定の情報共有がなければ、いつ開設されるかわからず、適切な指導が実施できない。
- 〇新規開設施設の情報を1つでも多く提供することで、保護者ニーズに答えることが出来る。保留(待機)児童削減にも繋がる。
- 当市においては、待機児童調査の時など、特定時点において独自に利用者情報を施設に照会しているが時間を要するため、対応に苦慮している。

各府省からの第1次回答

平成31年3月18日に公表された「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」において、

・施設の適切な運営や緊急時の円滑な対応に資するよう、各施設が自治体に対し、定員・利用者・従事者等の状況を定期報告する仕組を検討するべきである。

とされており、報告を踏まえ、

- ・実施機関から自治体へ保育施設の助成決定等を情報提供
- •各保育施設から自治体へ利用者情報の提供を徹底
- することなどについて、現在具体的に検討を進めているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」において、自治体との連携について検討をしていただいており感謝いたします。

助成決定の公開時期、開設状況等の情報提供の頻度などについて、内閣府が定め、新たな実施機関において確実に実施されるように望みます。

また、企業主導型保育事業者から自治体への利用者情報の提供については、事業者へ義務付け(「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」に盛り込むなど)、早期に実現されることを望みます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【松山市】

市の「子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理を行うにあたり、企業主導型保育事業の地域枠も「確保の内容」としており、事業者からの事前相談がなければ、新規設置の状況が把握できない。また、内示状況についても、事業者に聞き取りを行っているため、手間と正確性の観点から、速やかに公表されなければ、今後の保育定員を確保するための検討や「子育て安心プラン」の策定に際して支障が出る。

また、待機児童数調査の際に提供される利用児童のデータが一部だけのため、調査に際して、まったく役に立たない。

そのため、各施設の申請状況、内示決定状況、利用児童状況(特に人数)をタイムリーに提供していただきたい。

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号

293

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育所等の実地監査の効率的な実施方法の周知等について

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所及び幼保連携型認定こども園の実地監査について、監査内容の弾力的な運用を検討するにあたり、好事例や留意事項を示すなど、効率的な実施方法を周知していただきたい。

具体的な支障事例

保育所に対する実地監査については、全ての施設に対して年 1 回以上実施することとされている。さらに認定こども園など複数の施設の実地監査もあることから、監査を実施する自治体の負担になっているとともに、監査を受ける施設側にも大きな負担となっている。

指導監査の方法については、厚生労働省通知により、「前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと」とされているが、監査内容の簡素化等を検討するにあたり、施設の安全や職員の負担等に配慮しつつ、どのような対応が考えられるのか検討に苦慮しているところ。

保育の質の確保や子どもの安全を確保するために、実地監査は必要であると理解しているが、保育料の無償 化に伴い、年1回以上の立入調査を行うことを原則としている認可外保育施設の増加など、監査対象施設が増 えることが予想されるなかで、1施設に充てることができる時間も限られ、安全対策を含めた保育内容、施設・設 備の状況、職員の処遇状況、経理状況など適切な監査の実施が難しくなっている。

【監査対象施設数(中核市実施分除く)】

- ・保育所:199、幼保連携型認定こども園:44 (1施設当たりの所要時間は 2~3時間。施設規模、指摘状況によって長時間に及ぶケースもあり)
- ・認可外保育施設:38 (1施設当たりの所要時間は 1~2時間)

計 281 施設

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育料の無償化に伴い、年1回以上の立入調査を行うことを原則としている認可外保育施設の増加など、監査対象施設が増えることが予想されるが、効率的な監査の実施ができるようになり、事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

児童福祉法施行令第38条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」

福島県、須賀川市、石川県、豊橋市、大阪府、八尾市、南あわじ市、広島市、松山市、宮崎県

- 〇実地監査の対象施設が増加する一方で、人員や時間は限られており、年1回以上実施することは、年々困難になっている。
- 〇認可保育所・認定こども園の指導監査と、認可外保育施設の立ち入り調査を行う部署が分かれており、提案 団体と同様の状況ではないが、子どもの安全確保、保育の質の向上等の観点から、指導監査、立ち入り調査で 行う確認・指導等に求められるものは年々高度化しており、事務負担軽減の点から、実地監査の効率的な実施 につながる対策が必要である。
- ○認定こども園に対する「建学の精神に基づく特色ある教育活動の展開を踏まえた対応」など、対象や内容を明確に示していただきたい。
- 〇当県においても、提案団体と同様、保育所等に対する実地監査が多大な負担となっており、その実施方法の 効率化が課題である。(※監査対象施設数(中核市実施分除く)…保育所:162、幼保連携型認定こども園:86(1 施設当たりの所要時間は2~3時間。施設規模、指摘状況によって長時間に及ぶケースもあり)、認可外保育施 設:23(1施設当たりの所要時間は1~2時間)計 271 施設)
- 〇当市でも保育園、認定こども園、地域型保育事業所の施設数が年々増加しており、実地監査の効率化が必要であり、好事例や留意事項を提示いただければ業務負担の軽減につながる。
- 〇当県においても、提案団体と同様、弾力的な指導監査の実施方法等について、検討を行っているところであり、今後の検討に資するため、弾力運用の具体的な内容や留意事項、さらには、優良事例等を示していただきたい。
- 〇当県では、令和元年5月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課からの事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」により、実地で行う監査対象件数が大幅に増加したことで対応に苦慮しているところ。各施設種別毎に実地監査の効率的・効果的な実施方法(ガイドライン)について、具体的に示していただきたい。
- 〇年1回以上とされている立入調査について、実地だけではなく、実地や書面、集団指導など、地方の実情に合せた実施ができるよう、地方自治体が自ら判断できるようにされたい。

各府省からの第1次回答

昨年 12 月に「保育所等における保育の質の確保・向上に関する実態調査について(協力依頼)」(平成 30 年 12 月 19 日付け事務連絡)により、都道府県等を対象として、指導監査の効率的かつ効果的な実施状況等に関して調査を実施したことを踏まえ、都道府県等に対し、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」(令和元年5月 30 日付け事務連絡)により、当該調査結果及び都道府県等における指導監査の効果的・効率的な取組の実施例をお示し、効率的かつ効果的な指導監査の実施に努めていただくようお願いしたところであり、対応済み。

引き続き、都道府県等が保育所等の指導監査の際に提出を求めている書類等を精査した上で、監査事項の具体化・明確化を図るなど、更なる指導監査の効率的かつ効果的な実施のための方策を検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答にあるとおり、令和元年5月30日付け事務連絡の「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」により、指導監査における効果的・効率的な取組の実施例として、実施検査の際の重点項目を定め、前年の実施検査で指摘がなかった保育所は当該項目のみ実施するなどの実施例を示していただいたところである。

しかしながら、保育料の無償化に伴い認可外保育施設の増加が見込まれることから、これまで以上に効率的な指導監査の実施が必要となる。

ついては、事務負担の軽減に資する更なる指導監査の効率的かつ効果的な方策について、速やかに検討のうえ、提示をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【松山市】

2019 年度中に結論を得るとしている事務の効率化の議論を進めていただき、委託の仕様書でも使えるレベルで画一的な方法で誰でも結果が同じになるような基準整理と判断基準の明確化を期待する。(企業主導型の監査

の委託仕様書が検討されていると思われるため、同様に公開すれば良い) また、保育所と同じ社会福祉施設でもある幼保連携型認定こども園についても併せて検討いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号 294 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉	
提案事項(事項名)	
病児保育事業の配置基準緩和可能地域の明確化	
提案団体	
金武町	
制度の所管・関係府省	
内閣府、厚生労働省	
求める措置の具体的内容	
病児保育事業において、「離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関併設型で定員2人以下の場合」には、配置基準を緩和して実施できることとされているが、「離島・中山間地その他の地域」を明確化すること。	
具体的な支障事例	
病児保育事業の実施については、要綱において離島・中山間地域を念頭に保育士及び看護師等職員の配置が条件付きで緩和されているところ。 他方、要綱上当該緩和は「離島・中山間地域その他の地域」が対象となっており、「その他の地域」に具体的に含まれるかどうかについては明確になっていない。 金武町は合計特殊出生率が 2.00 を超えており、離島や中山間とは異なる理由で保育士等職員の不足が深刻化しているが、当該地域においても、「その他の地域」に含まれると考えて、緩和した配置基準で病児保育事業を実施してよいか不明確である。	
制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	
病児保育事業の規制緩和に係る対象を明確化することにより、地域医療機関との連携した病児保育事業が実施できることとなり、子育て世帯への支援が向上し、少子化対策に資する。	
根拠法令等	
児童福祉法、病児保育事業実施要綱	
追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)	
南あわじ市	

各府省からの第1次回答

「病児保育事業の実施について」(平成 27 年7月 17 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、「保育士及び看護師等の2名以上の体制で行うこと」を原則としている。

「その他の地域」とは、離島・中山間地のほか、事業の安定的運営を行うため、病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた地域と明確化しており、この場合、例外的に、定員2名以下の医療機関併設型で病児保育事業を実施する場合のみ保育士・看護師等職員の配置基準を緩和できることとしている。 提案団体の要望内容は、「その他の地域」にはあたらないため、原則どおりの対応とされたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

特に意見なし

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

病児保育事業については、地方の事業実施に支障が生じないようにするとともに、自治体の事務量が過大とならないよう留意しながら、自由度の高い交付金とすること。

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号

295

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

介護福祉士実務者研修における看護師、准看護師(以下、「看護師等」という。)の一部科目(医療的ケア)受講 免除

提案団体

鳥取県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

看護師等が、介護福祉士実務者研修を受講する際に、一部科目(医療的ケア)の受講を免除すること

具体的な支障事例

介護現場で働く看護師等が、介護福祉士の資格取得を目指し、実務者研修を受講する場合、平成 25 年5月 23 日付け事務連絡「実務者研修にかかる Q&A 集の送付について(その3)」により、看護師又は看護師養成所を修了した者であっても、450 時間以上の教育内容を全て受講する必要がある。

このため、平成30年度に、実務者研修を受講しようとする看護師から「科目"医療的ケア"について受講免除とならないか」と問合せを受けたが、上記取扱いにより、「受講免除にならない」と回答せざるを得なかった。

ただ一方で、教育内容のうち、科目"医療的ケア"(受講時間:50 時間+実技演習)については、喀痰吸引等研修の修了者が受講免除の取扱いとなっており、その資格に基づき喀痰吸引等の行為を行うことができる看護師等に対して、医療的ケアに関する講義への受講を求めることは、取扱いにバランスを欠くものと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

介護現場において、医療に加えて介護の専門的知識を有し、医療・介護両方の視点で助言・提案等を行うことのできる看護師等は非常に貴重な存在である。

看護師等が実務者研修を受講する場合に、科目"医療的ケア"について受講免除扱いとすることで、看護師等が実務者研修を受講しやすくなり、介護現場で働く職員の質の向上につながる。

また、科目"医療的ケア"については、看護師等であれば当然身につけているはずの内容であり、この科目の受講を免除したとしても、介護の質の低下につながるおそれはないと考える。

根拠法令等

平成 25 年5月 23 日付け事務連絡「実務者研修にかかる Q&A 集の送付について(その3)」の通し番号3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、埼玉県、徳島県

〇当県においても、同様の問い合わせは1件あり、同様に受講免除とならない旨回答した。科目"医療的ケア" については、看護師等であれば当然身につけているはずの内容であり、この科目の受講を免除したとしても、介 護の質の低下につながるおそれはないと考える。

- 〇当県においても、介護現場で働く看護師等が存在するが、介護現場において、利用者に医療の助言を行いつつ、かつ介護のケアを行うことのできる看護師等は施設などにとっても非常に貴重な存在である。看護師等の実務者研修受講について、科目免除を行うことで、介護人材の不足している介護現場にて働く看護師等の定着や増加につながる。
- ○当県においても同様の相談があり、受講免除にならない旨を回答した。
- 〇平成30年度に、看護師等の資格をもっている方から、同様の問い合わせがあった。事務連絡において、450時間以上の教育内容の受講が必要とされているため、「免除対象とならない」と回答している。

各府省からの第1次回答

看護師等有資格者の介護福祉士実務者研修における医療的ケアの履修については、当該有資格者の専門性 と当該研修の科目内容の対応関係を整理した上で受講効率の向上の観点から、科目免除とする見直しを予定 しているところ。

具体的には、関係省庁等と調整を行い、年内を目途に関係通知改正及び新たなQ&Aの発出を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

速やかに見直しを行い、介護福祉士実務者研修実施施設等の関係機関に対し、丁寧に周知していただきたい。

各府	·省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解
全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

提案団体は、速やかな見直し及び関係機関への丁寧な周知を求めていることから、今年中に必要な措置を講ずるとともに、関係機関への周知を行っていただきたい。

厚生労働省 再検討要請

管理番号

298

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金における補助事業者(市町村)と国との間の交付申請、交付決定及び実績報告等の事務(以下「交付事務」という。)については、都道府県を経由して行うこととされている。

また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金における補助事業者(総務省所管補助金では都道府県及び市町村等、厚生労働省所管補助金では協会等)と国との間の交付事務についても、都道府県を経由して行うこととされている。(都道府県が補助事業者となる場合の交付事務は、都道府県と国とが直接行うこととされている。)

【支障事例】

交付事務は、年度末・当初の極めてタイトなスケジュールの中行わなければならず、大きな事務負荷が生じており、都道府県における業務効率化を阻害している。

なお、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付事務に係るスケジュールについては、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において部分的に見直しが行われたものの、都道府県等の事務負担が十分に軽減されているとは言えない状況である。

そもそもこれらの補助金は国の政策により交付されているものであり、短い交付事務スケジュールの中で敢えて 都道府県を経由させる必要性が認められない。本来国が負うべき事務負担を都道府県に転嫁しているのにほ かならないと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度末・当初における都道府県の事務負担が軽減され、簡潔な事務手続きとなるとともに、国が補助事業者と の間で直接交付事務を行うことで、より適正で迅速・確実な予算執行が期待される。

根拠法令等

個人番号カード交付事務費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱

宮城県、鹿沼市、川崎市、高山市、浜松市、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、岩国市、宮崎県

- 〇都道府県にとっても、国の代わりに市町村へ支出負担行為を行うなど、本来必要のない事務を行うことは、多 大な負担となっている。
- 〇社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、市町村が交付申請を行う際に都道府県が取りまとめ及び審査を行うこととされており、短いスケジュールの中で高い業務負荷がかかっている。

各府省からの第1次回答

【総務省】

個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)に基づき、これらの補助金の円滑な執行の確保を図るため、都道府県に市町村(特別区を含む。以下同じ。)における算定等の取りまとめを実施していただいているところであり、今後も補助金を適切に交付するため、引き続き御協力をお願いしたい。なお、補助金に関する照会のスケジュールの見直し及び事前周知については、昨年度実施したところであるが、都道府県及び市町村における負担軽減について引き続き検討してまいりたい。

【厚生労働省】

国民健康保険組合(以下、「国保組合」という)は、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受け設立されている。国保組合の予算・決算については都道府県への届出を求められていることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る申請等の手続きについても、都道府県における審査が必要であると考えられるため、引き続き、都道府県を経由した申請としたい。

なお、当該補助金は要件に合致した国保組合を所管する都道府県への交付を予定しているが、提案団体へは要件に合致する国保組合はないため事務は生じないものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総務省の回答中「これらの補助金の円滑な執行」について、本補助金を適切に実施し、かつ速やかに交付を行うという意味であれば、第三者である都道府県に受付・審査・交付決定させるより、本補助金を所管する総務省が直接交付申請を受け内容を審査し交付決定を行うことが最も適切な補助の実施となることは間違いないし、都道府県を経由しなくなればより速やかに補助金の交付を行うことができるのではないでしょうか。本提案は、本補助金について都道府県を経由せず総務省が直接実施することを求めるものであり、総務省が直接実施できない理由をお示しいただきたいと存じます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号

300

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について

提案団体

鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業の利用対象児童について、里帰り出産時等など、居住地の保育所に入所・在籍している乳幼児を居住地外の保育所等でも受け入れ可能かどうか明確にするとともに、受け入れた場合の補助金の全国統一 単価の創設や施設型給付の取り扱いの明確化を求める。

具体的な支障事例

里帰り出産等で里帰り先に帰った保護者は、自治体による児童福祉法の解釈によって、居住地の保育所等を退所(園)しなければ、一時預かり事業を利用することができない場合がある。仮に退所した場合、里帰り出産後に居住地の保育所等に再度入所できるとは限らず、利用者は退所(園)に踏み切ることができない。

また、自治体の判断によって、居住地の保育所等を退所(園)せずとも一時預かり事業の対象とすることができるものの、一時預かり事業に係る広域利用の場合の補助金や入退所に伴う施設型給付の取り扱いについては不明瞭である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

居住地の保育所等に入所・在籍している乳幼児が居住地外で一時預かりが可能かどうか、また居住地の保育所等の入退所の取り扱いが明確となることで、法の解釈で今まで実施していなかった自治体でも一時預かり事業を実施することができるとともに、自治体間調整が不要となり事務負担が軽減されることで広域利用が進むことから、産前産後の身体的な負担を軽減し、産み育てやすい環境が整備され、子育てしやすい社会の実現に貢献することとなる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の12、児童福祉法施行規則第36条の35第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、荒川区、川崎市、南あわじ市、米子市、山陽小野田市

- 〇当市でも、里帰り出産をする際の一時預かり事業に対する扱いが利用者の居住地と異なるために、案内や調整に苦慮するケースがあるため、明確化を求める。
- 〇当該事項については取扱いが不明瞭で自治体によって対応が異なるため、対応の明確化が必要である。
- 〇当団体においても同様の実態があり、保護者の不利益になることが生じる場合もある。制度の明確化が必要 と考える。

〇当市においては、在籍児童でない場合だけ、里帰り出産での一時預かりを受け入れしてる。(同一児童に二重給付と考えるため)提案自治体の制度の効果に賛同できると考えるため、明確化されることを要望する。

各府省からの第1次回答

一時預かり事業については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく、地域子ども・子育て支援事業として、市町村が地域の実情を踏まえて実施しており、当該市町村の子どもが対象となることが原則。一方、事業実施に係る要件等は、「一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日)」(以下、「実施要綱」という。)において全国統一的に定められているが、実施要綱上の対象児童は、「主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児」としており、ご指摘の里帰り出産の場合でも、地域の実情に応じて対象とすることは可能である。

なお、里帰り出産のために保育園を退園した後、当初利用していた園に戻れるかについては、他の利用者の申 し込みの状況や園の定員等により左右されることとなるが、市町村の判断で、当初利用していた園に優先的に 利用調整していただくことは可能な取扱いとなっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域の実情に応じて対象とすることは可能という回答ではあるものの、自治体間で取扱いに差があることは保護者にとって不平等であり、また自治体においては案内や調整等で苦慮するケースがあることから、明確化を求めているものである。

加えて、待機児童が平成30年10月1日時点で全国約47,000人いる中、里帰り出産により一度退園した場合は入所保留の児童が入園することとなり、退園した園へ戻れる保証があるとは言えないため、再度御検討・回答をいただきたい。

併せて、受け入れた場合の補助金の全国統一単価の創設や施設型給付の取扱いの明確化を求めていることについても、回答をいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【米子市】

引き続き、在籍児童が一時預かりを利用した際の「入退所に伴う施設型給付費及び補助金の取り扱い」について、全国統一の制度の明確化を求める。

地域の実情に応じ市町村判断で預かりや退所、優先利用調整による再入所を行う現状のままでは公費の二重投入が起こりうる。これを防ぐためには現制度下では「在籍児童は里帰り先の預かりは不可」と画一的に取り扱うしかなく、保護者の不利益となる。

一次回答では「当初の園に戻る際の優先的な利用調整は可能」とされたことで、前述の場合も児童がいったん 退所することで公費の二重投入及び保護者の不利益を回避できるともとれるが、在籍施設は児童の退所と同時 に給付を受けられなくなり、対象児童が再入所するまで収入減となる。現状の給付制度のままでは収入減を防 ぐためには新たに児童を入所させるしかなく、対象児童の再入所は職員体制等から確約できない場合がある。 施設が不利益を被ることになるため、対応が必要。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

一時預かり事業については、地方の事業実施に支障が生じないようにするとともに、自治体の事務量が過大とならないよう留意しながら、自由度の高い交付金とすること。

なお、所管省の回答で里帰り出産の場合でも一時預かり事業が利用可能であるとなっているが、各自治体に対して十分な周知を行うことが必要である。

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

里帰り出産の時に、通園していた保育所等を退所しなくとも一時預かり事業が利用可能であること、その際には 交付金の対象となること等について、明確化する内容や周知の方法及びスケジュールを2次ヒアリングまでにお 示しいただきたい。

厚生労働省 再検討要請

管理番号

301

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

被保険者証のなりすまし使用への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。

具体的な支障事例

【根拠法令】

・健康保険法施行規則第53条(抜粋)

保険医療機関等から療養を受けようとする者は、被保険者証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

・保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条(抜粋)

保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることをを求められた場合には、その者の提出する被保険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。

【 支 障 事 例 】

現行法規上は被保険者証の提出のみで保険診療が受けられることとなっているが、医療機関が被保険者証のなりすまし使用を疑った場合、医療機関が任意でその患者に写真付身分証等の提示をお願いしているところである。しかし、医療機関が患者に対して身分証等の提示を求める行為、患者が医療機関の求めに応じて身分証等を提示する行為については、どちらも任意行為の範囲であり、身分証等の提示を拒否されることも起こり得、結果として、医療機関は被保険者証の提示を受けた以上その者に対して療養の提供を行わざるを得ない状況である。また、なりすまし受診については、未然に防ぐことができたものの、実例が確認されている中で、血液型やアレルギー等の情報を取り違える可能性もあり重大な医療事故につながる可能性が無いとは言えず、これらを防止する観点からも、本提案を行うものである。なお、本提案においては、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが浸透すれば解決するものと思料する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

なりすまし受診を防止することにより、被保険者証の適正利用の推進が可能となる。また、血液型やアレルギー等の情報の取り違え等による重大な医療事故の防止につながる。

根拠法令等

健康保険法施行規則第53条、保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条

宮城県、豊橋市、田川市

〇現在は、任意で本人確認書類の提示を求めても、拒否されることがあるため、身分証の提示要求の権限の付与は一定の効果があると考える。

〇過去に少なくとも、2度「なりすまし受診」が発覚し、事務的な作業(レセプトの取り戻しや再請求、カルテの再作成等)が発生している。これは、いずれも、兄弟が同意の上で保険証を貸し借りをしたことによる「なりすまし受診」であった。

〇グローバル化がますます進む中、被保険者証の適正な使用を求め、適正な保険給付を行うことは、重要な視点であると考える。

各府省からの第1次回答

平成30年末に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、医療機関が必要と判断する場合には、健康保険証とともに本人確認書類の提示を求めることをができる旨の通知を発出することを検討している。

なお、本年、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入等を内容とする健康 保険法等改正を行った。令和3年3月から、オンライン資格確認を開始し、令和4年度中には概ね全ての医療機 関でマイナンバーカードの健康保険証利用が可能となることを目指している。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(抄)

「他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができるよう、必要な対応を行う。その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないこととする。」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

可及的速やかに実施を願います。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】